

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和八年千葉県規則第三十二号）

○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）に関する資料

改正後

改正前

<p>(徴税吏員の委任等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 知事は、県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、電磁的記録提供命令、告発等の犯則事件の調査及び処分を行う徴税吏員（以下「検税吏員」という。）を、前項各号に掲げる者のうちから指定するものとする。</p> <p>(条例第五条第一項の規則で定める権限等)</p> <p>第四条 条例第五条第一項に規定する規則で定める権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 条例第七十七条第二項の規定による自動車税証紙等取扱人の指定</p> <p>五〜八 略</p> <p>九 県民税の利子割、配当割及び株式会社等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びにゴルフ場利用税の市町村に対する交付並びに県民税の所得割及び軽油引取税の千葉市に対する交付</p> <p>十〜十二 略</p> <p>2〜4 略</p> <p>第五条 略</p> <p>(県税に係る徴収の引継ぎの手続)</p> <p>2 自動車税事務所長は、自動車税に係る徴収金について、当該徴収金を納付すべき者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地（以下この項において「住所等」という。）を所管する県税事務所長（当該徴収金を納付すべき者の住所等が県外にある場合にあつては、松戸県税事務所長）に前条第四項</p>	<p>(徴税吏員の委任等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 知事は、県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、記録命令付差押え、告発等の犯則事件の調査及び処分を行う徴税吏員（以下「検税吏員」という。）を、前項各号に掲げる者のうちから指定するものとする。</p> <p>(条例第五条第一項の規則で定める権限等)</p> <p>第四条 条例第五条第一項に規定する規則で定める権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 条例第七十四条の五第二項の規定による自動車税証紙等取扱人の指定</p> <p>五〜八 略</p> <p>九 県民税の利子割、配当割及び株式会社等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税並びに自動車税の環境性能割の市町村に対する交付並びに県民税の所得割及び軽油引取税の千葉市に対する交付</p> <p>十〜十二 略</p> <p>2〜4 略</p> <p>第五条 略</p> <p>(県税に係る徴収の引継ぎの手続)</p> <p>2 自動車税事務所長は、自動車税の種別割に係る徴収金について、当該徴収金を納付すべき者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地（以下この項において「住所等」という。）を所管する県税事務所長（当該徴収金を納付すべき者の住所等が県外にある場合にあつては、松戸県税事務所長）に前</p>
---	--

第一号に掲げる権限を引き継ぐことができる。

3 前項の規定により引継ぎがあった自動車税に係る徴収金について、当該引継ぎを受けた県税事務所長は、必要があると認める場合には、前条第四項第二号から第九号までに掲げる権限を行うことができる。この場合においては、当該権限を行ったときに、当該権限の引継ぎがあったものとみなす。

4 県税事務所長は、自動車に係る徴収金(第二項の規定により引継ぎを受けた権限に係るものに限る。)を納付すべき者が、他の県税事務所の所管区域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を移転した場合その他必要と認める場合においては、その徴収すべき徴収金について当該他の県税事務所の長に前条第四項第一号に掲げる権限の引継ぎをすることができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により引継ぎがあった自動車税に係る徴収金について準用する。

(払込みの方法)

第六条 納税者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税者等」という。)が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次の各号に掲げるもの(以下この条において「収納機関」という。)のいずれかに払い込まなければならない。

一 略

二 郵便局(政令第七条の四の二第二項第二号に規定する郵便局をいう。以下同じ。)のうち、県内又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県若しくは山梨県に所在する郵便局(自動車税を納税通知書により払い込む場合にあつては、国内に所在する郵便局)

三 五 略

2 略

3 第一項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあつては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって、不動産取得税にあつては第三号に掲げる方法によって、自動車税にあつては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって払い込むことができる。

条第四項第一号に掲げる権限を引き継ぐことができる。

3 前項の規定により引継ぎがあった自動車税の種別割に係る徴収金について、当該引継ぎを受けた県税事務所長は、必要があると認める場合には、前条第四項第二号から第九号までに掲げる権限を行うことができる。この場合においては、当該権限を行ったときに、当該権限の引継ぎがあったものとみなす。

4 県税事務所長は、自動車税の種別割に係る徴収金(第二項の規定により引継ぎを受けた権限に係るものに限る。)を納付すべき者が、他の県税事務所の所管区域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を移転した場合その他必要と認める場合においては、その徴収すべき徴収金について当該他の県税事務所の長に前条第四項第一号に掲げる権限の引継ぎをすることができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により引継ぎがあった自動車税の種別割に係る徴収金について準用する。

(払込みの方法)

第六条 納税者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税者等」という。)が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次の各号に掲げるもの(以下この条において「収納機関」という。)のいずれかに払い込まなければならない。

一 略

二 郵便局(政令第七条の四の二第二項第二号に規定する郵便局をいう。以下同じ。)のうち、県内又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県若しくは山梨県に所在する郵便局(自動車税の種別割を納税通知書により払い込む場合にあつては、国内に所在する郵便局)

三 五 略

2 略

3 第一項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあつては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって、不動産取得税にあつては第三号に掲げる方法によって、自動車税の種別割にあつては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって払い込むことができる。

4 略
一〇三略

(法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式)
 第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一〇五略		
六 自動車税第二次納税義務免除申告書	法第十一条の十三項	別記第六号様式
七〇四十一略		

2 略

(条例第二十三条第一項第二号ニの法人)
 第十六条 条例第二十三条第一項第二号ニに規定する規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

- 一・二 略
- 三 マンション再生組合
- 四 マンション等売却組合
- 五 マンション除却組合
- 六 略

(法人の県民税の減免申請書の添付書類)

第十七条 条例第二十三条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一〇四 略
- 五 条例第二十三条第一項第二号ニに該当する法人 次に掲げる書類
イホ 略

4 略
一〇三略

(法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式)
 第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	
	根拠条項	様式番号
一〇五略		
六 自動車税(種別割)次納税義務免除申告書	法第十一条の十三項	別記第六号様式
七〇四十一略		

2 略

(条例第二十三条第一項第二号ニの法人)
 第十六条 条例第二十三条第一項第二号ニに規定する規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

- 一・二 略
- 三 マンション建替組合
- 四 マンション敷地売却組合 (新設)
- 五 略

(法人の県民税の減免申請書の添付書類)

第十七条 条例第二十三条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一〇四 略
- 五 条例第二十三条第一項第二号ニに該当する法人 次に掲げる書類
イホ 略

<p>へ 前条第三号に掲げる法人にあつては、マンション再生事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図</p> <p>ト 前条第四号に掲げる法人にあつては、マンション等売却事業を実施する現に存するマンション及びその敷地の見取図</p> <p>チ 前条第五号に掲げる法人にあつては、マンション除却事業を実施する現に存するマンション及びその敷地の見取図</p> <p>リ 前条第六号に掲げる法人にあつては、敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地の見取図</p> <p>六 略</p> <p>(自動車税証紙及び証紙代金収納計器)</p> <p>第五十二条 条例第七十七条第一項に規定する自動車税の証紙(以下「自動車税証紙」という。)の種類は、百円券、五百円券、千円券、五千円券及び一万円券とする。</p> <p>2 条例第七十七条第一項に規定する証紙代金収納計器は、収納印の印影を表示する計器で知事が適当と認めたものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動車税証紙等取扱人の指定等)</p> <p>第五十三条 条例第七十七条第二項の規定により自動車税証紙等取扱人の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法人にあつては、当該申請書に登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>2〜5 略</p> <p>6 知事は、自動車税証紙等取扱人が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条例第七十七条第二項の規定による自動車税証紙等取扱人の指定又は第二項の規定による自動車税証紙等取扱所の設置の承認を取り消すものとする。</p>	
<p>へ 前条第三号に掲げる法人にあつては、マンション建替事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図</p> <p>ト 前条第四号に掲げる法人にあつては、マンション敷地売却事業を施行する現に存するマンション及びその敷地の見取図</p> <p>チ 前条第五号に掲げる法人にあつては、敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地の見取図</p> <p>(新設)</p> <p>六 略</p> <p>(自動車税証紙及び証紙代金収納計器)</p> <p>第五十二条 条例第七十四条の五第一項に規定する環境性能割の証紙及び条例第七十七条第一項に規定する種別割の証紙(以下「自動車税証紙」という。)の種類は、百円券、五百円券、千円券、五千円券及び一万円券とする。</p> <p>2 条例第七十四条の五第一項及び第七十七条第一項に規定する証紙代金収納計器は、収納印の印影を表示する計器で知事が適当と認めたものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動車税証紙等取扱人の指定等)</p> <p>第五十三条 条例第七十四条の五第二項の規定により自動車税証紙等取扱人の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法人にあつては、当該申請書に登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>2〜5 略</p> <p>6 知事は、自動車税証紙等取扱人が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条例第七十四条の五第二項の規定による自動車税証紙等取扱人の指定又は第二項の規定による自動車税証紙等取扱所の設置の承認を取り消すものとする。</p>	

(自動車税証紙及び始動票札の返還等)

第五十五条 略

2〇4 略

5 自動車税証紙等取扱人は、法第六十条第一項の規定による申告書に記載された税額を超えて収納印を表示した場合において、自動車税事務所長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該超える部分に相当する金額の払戻しを受けることができる。

(削る。)

(自動車税証紙及び始動票札の返還等)

第五十五条 略

2〇4 略

5 自動車税証紙等取扱人は、法第六十条第一項若しくは第六十一条又は第七十七条の十三第一項の規定による申告書又は修正申告書に記載された税額を超えて収納印を表示した場合において、自動車税事務所長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該超える部分に相当する金額の払戻しを受けることができる。

(条例第七十四条の六第一項第二号の規則で定める者)

第五十六条の二 条例第七十四条の六第一項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)に記載されている身体障害者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に对应し、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別	
視覚障害		一級から三級までの各級及び四級の	一
聴覚障害		二級及び三級	
平衡機能障害		三級	
音声機能又は言語機能障害		三級(喉頭摘出に係るものに限る。)	
上肢不自由		一級及び二級	
下肢不自由		一級から六級までの各級	
体幹不自由		一級から三級までの各級及び五級	

乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害	上肢機能 移動機能	一級及び二級 一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級、三級及び四級	
腎臓機能障害	一級、三級及び四級	
呼吸器機能障害	一級、三級及び四級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級	
小腸機能障害	一級、三級及び四級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級	
肝臓機能障害	一級から四級までの各級	
<p>二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者</p>		
障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各級	
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各級	
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各級	
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各級 （喉頭摘出に係るものに限る。）	
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各級	
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各級 及び第一款症から第三款症まで	

体幹不自由	の各款症
	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症まで の各款症
心臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
腎臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
呼吸器機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
小腸機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
肝臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症

三 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

イ 知能指数がおおむね三十五以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの

ロ 身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別三級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね五十以下のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

(削る。)

(環境性能割の減免申請書の添付書類)

第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの
- ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類
- 二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車で専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、次に掲げる書類のいずれか
(1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
(2) 当該自動車が専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類
ロ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車で専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車で、専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあ

つては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類

ロ 当該自動車等が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車等専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合、自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合、次に掲げる書類

イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

ロ 構造変更に必要な金額を証する書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

(条例第七十四条の六第六項第三号の規則で定める書類)

第五十六条の四 条例第七十四条の六第六項第三号に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付された戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

(削る。)

(条例第八十条第一項第一号の規則で定める者)

第五十九条 条例第八十条第一項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号第五十九条に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に記載されている身体障害者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の 一
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能又は言語機能障害	三級（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行 性脳病変による運動 機能障害	一級及び二級
移動機能 機能障害	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級、三級及び四級
腎臓機能障害	一級、三級及び四級
呼吸器機能障害	一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級
小腸機能障害	一級、三級及び四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から四級までの各級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正二十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める重度障害の

程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各 症	特別項症から第四項症までの各 症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各 症	特別項症から第四項症までの各 症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各 症	特別項症から第四項症までの各 症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各 症（喉頭摘出に係るものに限る。）	特別項症から第二項症までの各 症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各 症	特別項症から第三項症までの各 症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
心臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症
腎臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症
呼吸器機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症
小腸機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症
肝臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症	特別項症から第五項症までの各 症

三 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

イ 知能指数がおおむね三十五以下の者で、日常生活において常時の介護を

必要とする程度の状態にあるもの

ロ 身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別三級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね五十以下のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について自動車税の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該自動車は、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、次に掲げる書類のいずれか

(1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

(2) 当該自動車が専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類

ロ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第八十条第一項第一号ハの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について自動車税の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類

（新設）

（新設）

（新設）

二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類

イ 当該自動車は、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車であつて、専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類

ロ 当該自動車は、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車であつて、専ら当該身体障害者等(条例第八十条第一項第二号ロの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について自動車税の減免を受けようとする場合 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について自動車税の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 略

五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について自動車税の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 略

(条例第八十条第六項第三号の規則で定める書類)

第六十二条 条例第八十条第六項第三号に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 身体障害者手帳
- 二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付された戦傷病者手帳療育手帳
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

(新設)

(新設)

(新設)

三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 略

五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
イ 略

(条例第八十条第六項第三号の規則で定める書類)

第六十二条 条例第八十条第六項第三号に規定する規則で定める書類は、第五十六条の四各号のいずれかに掲げる書類とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(条例第八十二条第一項の規則で定める者等)

第六十五条 条例第八十二条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 略
- 二 **自動車税**に係る徴収金の滞納がなく、かつ、減免を受けようとする年度の**自動車税**が納期限までに納付されていること。
- 三・四 略

2 略

(条例第八十二条第二項の申請書の添付書類)

第六十六条 条例第八十二条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一・二 略
- 三 減免を受けようとする年度の**自動車税**が納期限までに納付されていることを証する書類

(自動車税に係る書類の様式)

第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		根拠条項	様式番号
書類の種類	略		
一 略	(削る。)		
二・三 略	(削る。)		
	(削る。)		

(条例第八十二条第一項の規則で定める者等)

第六十五条 条例第八十二条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 略
- 二 **種別割**に係る徴収金の滞納がなく、かつ、減免を受けようとする年度の**種別割**が納期限までに納付されていること。
- 三・四 略

2 略

(条例第八十二条第二項の申請書の添付書類)

第六十六条 条例第八十二条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一・二 略
- 三 減免を受けようとする年度の**種別割**が納期限までに納付されていることを証する書類

(自動車税に係る書類の様式)

第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		根拠条項	様式番号
書類の種類	略		
一 略	二 自動車税(環境性能割)修正申告書	法第六十一条第二項	別記第百一号 様式の二
三・四 略	十 自動車税(環境性能割)免除通知書	法第六十四条第一項及び第六十五条第一項	別記第百一号 様式の十
	十一 自動車税(環境性能割)譲渡担保財産取得申請	法第六十四条第二項	別記第百一号 様式の十一

当しなくなったことの申告書

号様式

割の減免に該当しなくなったことの申告書

号様式

(改正後)

別記第一号様式

(表)

		第 号
写 真	徴 税 吏 員 証 (検 税 吏 員 証) (県 税 出 納 員 (分 任 出 納 員 ・ 現 金 取 扱 員) 証)	
	総 務 部 税 務 課 (千 葉 県 県 税 事 務 所) (千 葉 県 自 動 車 税 事 務 所)	
	氏 名	
	年 月 日 交 付	
		千 葉 県 知 事 印

備考 写真は、上半身とし、縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルとしなければならない。

(裏)

- この証票のうち徴税吏員証は県税の賦課徴収に関する調査のため質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求を行う場合又は国税徴収法第147条の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求、搜索若しくは事業者等への協力要請を行う場合に、検税吏員証は県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、**電磁的記録提供命令**、告発等を行う場合に、県税出納員（分任出納員・現金取扱員）証は県税に係る徴収金及び当該徴収金に係る歳入歳出外現金を収納する場合に使用し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証票に知事の公印及び契印のないものは無効とする。

(改正前)

別記第一号様式

(表)

		第 号
写 真	徴 税 吏 員 証 (検 税 吏 員 証) (県 税 出 納 員 (分 任 出 納 員 ・ 現 金 取 扱 員) 証)	
	総 務 部 税 務 課 (千 葉 県 県 税 事 務 所) (千 葉 県 自 動 車 税 事 務 所)	
	氏 名	
	年 月 日 交 付	
		千 葉 県 知 事 印

備考 写真は、上半身とし、縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルとしなければならない。

(裏)

- この証票のうち徴税吏員証は県税の賦課徴収に関する調査のため質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求を行う場合又は国税徴収法第147条の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求、搜索若しくは事業者等への協力要請を行う場合に、検税吏員証は県税に関する犯則事件について質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、**記録命令付差押え**、告発等を行う場合に、県税出納員（分任出納員・現金取扱員）証は県税に係る徴収金及び当該徴収金に係る歳入歳出外現金を収納する場合に使用し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証票に知事の公印及び契印のないものは無効とする。

(改正後)

第六号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税第二次納税義務免除申告書 地方税法第11条の10第3項の規定により、次のとおり申告します。					
自動車の表示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
	使用の本拠の位置		種 別		
	用 途		総 排 気 量	リットル	
	乗 車 定 員	人	最大積載量	kg	
	車名及び型式		車 台 番 号		
支払条件等	契約年月日	年 月 日	支払の方法		
	割 賦 回 数	回	割賦代金最終支払日	年 月 日	
	契 約 金 額	円	割賦代金未済額	円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
<u>第二次納税義務の免除を受けようとする自動車税額</u>		年度	税額(割賦代金未済額を限度とする。)	円	
第二次納税義務の免除を受けようとする事由及びその発生年月日					

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自動車の所在についての調査記録の写し
- (2) 買主の住所又は居所が不明であることを証する書面
- (3) 自動車の売買代金を受けとることができないものとした事実を証する書面

(改正前)

第六号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税(種別割)第二次納税義務免除申告書 地方税法第11条の10第3項の規定により、次のとおり申告します。					
自動車の表示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
	使用の本拠の位置		種 別		
	用 途		総 排 気 量	リットル	
	乗 車 定 員	人	最大積載量	kg	
	車名及び型式		車 台 番 号		
支払条件等	契約年月日	年 月 日	支払の方法		
	割 賦 回 数	回	割賦代金最終支払日	年 月 日	
	契 約 金 額	円	割賦代金未済額	円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
<u>第二次納税義務の免除を受けようとする種別割額</u>		年度	税額(割賦代金未済額を限度とする。)	円	
第二次納税義務の免除を受けようとする事由及びその発生年月日					

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自動車の所在についての調査記録の写し
- (2) 買主の住所又は居所が不明であることを証する書面
- (3) 自動車の売買代金を受けとることができないものとした事実を証する書面

(改正後)

第三十七号様式 略

(削る。)

(改正前)

第三十七号様式

その一 (共通) 略

その二 (自動車税 (環境性能割))

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 地方税法第20条の9の3第1項 (第2項) の規定により、次のとおり更正の請求 をします。					
登録番号	登録年月日	当初申告	年 月 日		
	年 月 日	修正申告	年 月 日		
		更正・決定	年 月 日		
購入先又は所有権 留保付販売の場合 の売主・所有者	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者氏名			
区 分	取得価額		課税標準額	税率	納付税額
	本体価額	付加物の価額			
更正前	円	円	円		円
更正後				100	
更正の請求の理由及び当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項					

注

- 令和4年12月31日後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について更正の請求をする場合には、「更正前」の「取得価額」及び「課税標準額」の欄は、記載する必要はありません。
- 更正請求の理由を証する書類を添付してください。

(改正後)

第三十九号様式
その一

納税証明書交付請求書

年 月 日

千葉県自動車税事務所長 様
事務所長 様

次とおり証明を受けたいので請求します。

納税者等	住所 (所在地)					
	フリガナ					
	氏名 (名称)					
	代表者の氏名	電話番号			法人番号	

収入証紙貼付欄

- 1 本人及び法人の代表者以外が手続きを行う場合は、委任状等の権限を有することを証する書類が必要になります。
- 2 納付から2週間以内（市町村で納付した場合は2カ月以内）に交付請求をする場合は、領収証書（原本）を提示してください。
- 3 申告納付・納入から2週間以内に交付請求をする場合は、申告書の写し及び領収証書（原本）を提示してください。
- 4 代理人が行政書士の場合は、職印の押印が必要です。

来られた方 (代理人等)	住所	(上記と同じ場合は記入不要です。)			
	フリガナ			電話番号	
	氏名				

使用目的	1 金融機関への提出（資金借入等） 2 入札参加資格審査申請 3 自動車の名義変更・所有権解除・抹消登録等 4 建設業許可申請（新規・更新）、変更届・事業年度終了届の提出 5 酒類販売業免許申請 6 公益法人認定申請 7 その他の目的（ ※該当するものに○を付けてください。（複数の目的で請求する場合は、目的ごとに別に請求してください。）
------	--

証明事項	異税に未納がないこと	1 全税目（完納証明） ・ 特定の税目（ ）	通	
	税 額	2 法人県民税	事業年度 月 月 ～ 年 月 日	通
		3 法人事業税・特別法人事業税	事業年度 月 月 ～ 年 月 日	通
		4 個人事業税	所得年 年 ～ 年	通
		5 自動車税	年度分 登録番号 千葉・習志野・千・袖ヶ浦・野田・成田・柏・市川・船橋・松戸・市原 か	通
		6 その他		通
	滞納処分を受けたことがないこと	7 各種用途・酒類販売免許・公益法人認定	通	

【処理欄】 ※記入しないで下さい。

発行通数	通	手数料	円	本人確認	
交付番号	所長	起案者	起案		
			決裁		
			施行		

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正前)

第三十九号様式
その一

納税証明書交付請求書

年 月 日

千葉県自動車税事務所長 様
事務所長 様

次とおり証明を受けたいので請求します。

納税者等	住所 (所在地)					
	フリガナ					
	氏名 (名称)					
	代表者の氏名	電話番号			法人番号	

収入証紙貼付欄

- 1 本人及び法人の代表者以外が手続きを行う場合は、委任状等の権限を有することを証する書類が必要になります。
- 2 納付から2週間以内（市町村で納付した場合は2カ月以内）に交付請求をする場合は、領収証書（原本）を提示してください。
- 3 申告納付・納入から2週間以内に交付請求をする場合は、申告書の写し及び領収証書（原本）を提示してください。
- 4 代理人が行政書士の場合は、職印の押印が必要です。

来られた方 (代理人等)	住所	(上記と同じ場合は記入不要です。)			
	フリガナ			電話番号	
	氏名				

使用目的	1 金融機関への提出（資金借入等） 2 入札参加資格審査申請 3 自動車の名義変更・所有権解除・抹消登録等 4 建設業許可申請（新規・更新）、変更届・事業年度終了届の提出 5 酒類販売業免許申請 6 公益法人認定申請 7 その他の目的（ ※該当するものに○を付けてください。（複数の目的で請求する場合は、目的ごとに別に請求してください。）
------	--

証明事項	異税に未納がないこと	1 全税目（完納証明） ・ 特定の税目（ ）	通	
	税 額	2 法人県民税	事業年度 月 月 ～ 年 月 日	通
		3 法人事業税・特別法人事業税	事業年度 月 月 ～ 年 月 日	通
		4 個人事業税	所得年 年 ～ 年	通
		5 自動車税 (種別別)	年度分 登録番号 千葉・習志野・千・袖ヶ浦・野田・成田・柏・市川・船橋・松戸・市原 か	通
		6 その他		通
	滞納処分を受けたことがないこと	7 各種用途・酒類販売免許・公益法人認定	通	

【処理欄】 ※記入しないで下さい。

発行通数	通	手数料	円	本人確認	
交付番号	所長	起案者	起案		
			決裁		
			施行		

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

第四十号様式

その一（共通・税額証明用）・その二（共通・完納証明用） 略

その三（自動車税・継続検査及び構造等変更検査用）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

登録番号 _____

車台番号 _____

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり証明する。

年 _____ 月 _____ 日

千葉県 県税事務所長
自動車税事務所長 印

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その四（鉦区税・鉦業法による許可申請用） 略

(改正前)

第四十号様式

その一（共通・税額証明用）・その二（共通・完納証明用） 略

その三（自動車税（種別割）・継続検査及び構造等変更検査用）

自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等
変更検査用）

登録番号 _____

車台番号 _____

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり証明する。

年 _____ 月 _____ 日

千葉県 県税事務所長
自動車税事務所長 印

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その四（鉦区税・鉦業法による許可申請用） 略

(改正後)

第四十二号様式
その一（手書用）・その二（電算用） 略

(改正前)

第四十二号様式
その一（手書用）・その二（電算用） 略

その三 (自動車税・手書用)
(第1枚)

都道府県コード 120006	課税領収証書			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
納付場所 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)・市町村(一部を除く。)・県税事務所及び自動車税事務所				
上記の金額を領収しました。				
				領収日付印

納税者保管

(第2枚)

都道府県コード 120006	課税納付書(原符)			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
上記の金額を領収済みにつき通知します。				
日	計	領収日付印		
	円			

金融機関保管

(第3枚)

都道府県コード 120006	課税領収済通知書			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
上記の金額を領収済みにつき通知します。				
出納取扱店又はは 取りまとめ店 千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店	領収日付印			

自動車税事務所保管

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その三 (自動車税(種別割)・手書用)
(第1枚)

都道府県コード 120006	課税領収証書			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税(種別割)				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
納付場所 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)・市町村(一部を除く。)・県税事務所及び自動車税事務所				
上記の金額を領収しました。				
				領収日付印

納税者保管

(第2枚)

都道府県コード 120006	課税納付書(原符)			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税(種別割)				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
上記の金額を領収済みにつき通知します。				
日	計	領収日付印		
	円			

金融機関保管

(第3枚)

都道府県コード 120006	課税領収済通知書			
口座番号	加入者			
年度 一般会計	期別	年度分		
登録番号	C枝 D番	課税 年度	税 区分	率 番号
(住所) -----様				
自動車税(種別割)				
延滞金 (法令の規定により計算した金額)				
合計				
納付期限 年月日				
上記の金額を領収済みにつき通知します。				
出納取扱店又はは 取りまとめ店 千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店	領収日付印			

自動車税事務所保管

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その四（自動車税・電算用）

② 千葉県 領収済通知書				③ 千葉県納付（納入）書（原簿）				④ 県税 年度				
加入者名	白屋番号	納付額	円	加入者名 口座番号	年度	税目	課定	加入者名 口座番号	登録番号	税額	円	領収日付印
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	年 度	延滞 金	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	左記の金額を領収しました。
年度	税目 課定	登録番号	納期限	延滞金	円	合計	円	合計	円	合計	円	
延滞金 (円)	合 計 (円)	領収日付印		納税者 氏 名	納 付 号	納期限	円	納 期 限	円	納 期 限	円	
用納取拠店 取納代行	取りまとの店	領収日付印		課税事務所名	領収日付印							
領 収 者 氏 名				上記のとおり納付し ます。								

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その四（自動車税（種別割）・電算用）

② 千葉県 領収済通知書				③ 千葉県納付（納入）書（原簿）				④ 県税 年度				
加入者名	白屋番号	納付額	円	加入者名 口座番号	年度	税目	課定	加入者名 口座番号	登録番号	税額	円	領収日付印
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	年 度	延滞 金	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	左記の金額を領収しました。
年度	税目 課定	登録番号	納期限	延滞金	円	合計	円	合計	円	合計	円	
延滞金 (円)	合 計 (円)	領収日付印		納税者 氏 名	納 付 号	納期限	円	納 期 限	円	納 期 限	円	
用納取拠店 取納代行	取りまとの店	領収日付印		課税事務所名	領収日付印							
領 収 者 氏 名				上記のとおり納付し ます。								

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

第四十三号様式

その一 (共通)・その二 (納付書兼用・電算用) 略

その三 (自動車税・納付書兼用) (電算用)

(表)

<p>② 千葉県 領収済通知書</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>延滞金 (円)</td> <td>合計 (円)</td> <td colspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>出納取扱店</td> <td>取りまとめ店</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>取納代行</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				加入者名	口座番号	納付額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	年度	税目	登録番号	納期限	延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印		出納取扱店	取りまとめ店			取納代行				納税者氏名				<p>② 千葉県納付 (納入) 書 (原簿)</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>測定</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td>課税事務所名</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付します。</p>				加入者名	口座番号	年度	税目	測定	登録番号		延滞金	円		延滞金	円	合計	円		納期限		納税者氏名			納付番号		課税事務所名	領収日付印		<p>② 県 税 年度 自動車税督促状兼領収証書</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>登録番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税率 (年税額)</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額が滞納となっておりますので直ちに納付してください。</p> <p>年月日</p> <p>千葉県自動車税事務所長 地方税法</p>				加入者名	口座番号	登録番号	税額	円	延滞金	円	合計	円	領収日付印	税率 (年税額)	円	延滞金	円	合計	円					納期限		納税者氏名								<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>車検はこの証明書で</p> <table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。</p> <p>千葉県自動車税事務所長 年度</p> <p>取扱金融機関等の取扱日付印のないものは証明書として使用できません。有効期限内に車を譲り渡す場合は、この証明書も一緒に渡してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>取扱日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td></td> </tr> </table>				登録番号		車台番号		取扱日付印		有効期限	
加入者名	口座番号	納付額	円																																																																																																							
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																							
年度	税目	登録番号	納期限																																																																																																							
延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印																																																																																																								
出納取扱店	取りまとめ店																																																																																																									
取納代行																																																																																																										
納税者氏名																																																																																																										
加入者名	口座番号	年度	税目	測定																																																																																																						
登録番号		延滞金	円																																																																																																							
延滞金	円	合計	円																																																																																																							
納期限		納税者氏名																																																																																																								
納付番号		課税事務所名	領収日付印																																																																																																							
加入者名	口座番号	登録番号	税額	円	延滞金	円	合計	円	領収日付印																																																																																																	
税率 (年税額)	円	延滞金	円	合計	円																																																																																																					
納期限		納税者氏名																																																																																																								
登録番号																																																																																																										
車台番号																																																																																																										
取扱日付印																																																																																																										
有効期限																																																																																																										

(改正前)

第四十三号様式

その一 (共通)・その二 (納付書兼用・電算用) 略

その三 (自動車税 (種別割)・納付書兼用) (電算用)

(表)

<p>② 千葉県 領収済通知書</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>延滞金 (円)</td> <td>合計 (円)</td> <td colspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>出納取扱店</td> <td>取りまとめ店</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>取納代行</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				加入者名	口座番号	納付額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	年度	税目	登録番号	納期限	延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印		出納取扱店	取りまとめ店			取納代行				納税者氏名				<p>② 千葉県納付 (納入) 書 (原簿)</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>測定</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td>課税事務所名</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付します。</p>				加入者名	口座番号	年度	税目	測定	登録番号		延滞金	円		延滞金	円	合計	円		納期限		納税者氏名			納付番号		課税事務所名	領収日付印		<p>② 県 税 年度 自動車税 (種別割) 督促状兼領収証書</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>登録番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税率 (年税額)</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額が滞納となっておりますので直ちに納付してください。</p> <p>年月日</p> <p>千葉県自動車税事務所長 地方税法</p>				加入者名	口座番号	登録番号	税額	円	延滞金	円	合計	円	領収日付印	税率 (年税額)	円	延滞金	円	合計	円					納期限		納税者氏名								<p>自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>車検はこの証明書で</p> <table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。</p> <p>千葉県自動車税事務所長 年度</p> <p>取扱金融機関等の取扱日付印のないものは証明書として使用できません。有効期限内に車を譲り渡す場合は、この証明書も一緒に渡してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>取扱日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td></td> </tr> </table>				登録番号		車台番号		取扱日付印		有効期限	
加入者名	口座番号	納付額	円																																																																																																							
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																							
年度	税目	登録番号	納期限																																																																																																							
延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印																																																																																																								
出納取扱店	取りまとめ店																																																																																																									
取納代行																																																																																																										
納税者氏名																																																																																																										
加入者名	口座番号	年度	税目	測定																																																																																																						
登録番号		延滞金	円																																																																																																							
延滞金	円	合計	円																																																																																																							
納期限		納税者氏名																																																																																																								
納付番号		課税事務所名	領収日付印																																																																																																							
加入者名	口座番号	登録番号	税額	円	延滞金	円	合計	円	領収日付印																																																																																																	
税率 (年税額)	円	延滞金	円	合計	円																																																																																																					
納期限		納税者氏名																																																																																																								
登録番号																																																																																																										
車台番号																																																																																																										
取扱日付印																																																																																																										
有効期限																																																																																																										

(表)

処分に不服がある場合の救済方法

この督促状による自動車税の督促に不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべく千葉県自動車税事務所を經由して提出してください。

この督促処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

処分に不服がある場合の救済方法

この督促状による自動車税の種別割の督促に不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべく千葉県自動車税事務所を經由して提出してください。

この督促処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(改正後)

第四十四号様式
その一（共通）・その二（個人事業税） 略

(改正前)

第四十四号様式
その一（共通）・その二（個人事業税） 略

その三（自動車税・手書用）

(表)

自動車税 $\left[\begin{array}{c} \text{減} \\ \text{過誤納金還付 (充当)} \end{array} \right]$ 通知書

第 号
年 月 日

	様
--	---

さきに課税した税額を地方税法第157条第2項及び第4項の規定により「減額」欄に記載したとおり減額したので通知します。

- 納め過ぎとなっている税金については
- 1 「還付金」欄に記載した額 (⑩) をお返しますので別紙の公金送金通知書・同案内書に記載した支払場所から早めに受け取ってください。
 - 2 「充当額」欄に記載したとおり充当しました。

千葉県自動車税事務所長 印

減	登録番号			
	消滅年月日	年 月 日		
額	年度 (期)	初めに課税した税額 ①円	減額した税額 ②円	減額後の税額 ①-②=③円
	合 計			
減額又は還付の事由				

還付金	納者付	納 め た 額		正 当 額		過誤納額 ⑧ 円	還 付 加 算 金			
		納付年月日	税額④円	延滞金⑤円	税額⑥円	延滞金⑦円	(④-⑥)+(⑤-⑦)	算 定 期 間	日 数	金 額⑩円
金							・ ・ から			
							・ ・ まで			
合 計							・ ・ から			
							・ ・ まで	合 計		
充当金	登録番号	年度	税 目	未納額 (納められていない額)			充当額 (未納税額に充てる額)			還 付 金 (お返しする額) ⑧+⑩-⑨=⑪円
				税 額 円	延滞金・加算金 円	合 計 円	税 額 円	延滞金・加算金 円	合 計⑨円	

その三（自動車税（種別割・環境性能割）・手書用）

(表)

自動車税 $\left[\begin{array}{c} \text{減} \\ \text{過誤納金還付 (充当)} \end{array} \right]$ 通知書

第 号
年 月 日

	様
--	---

さきに課税した税額を地方税法第177条の10第2項及び第4項の規定により「減額」欄に記載したとおり減額したので通知します。

- 納め過ぎとなっている税金については
- 1 「還付金」欄に記載した額 (⑩) をお返しますので別紙の公金送金通知書・同案内書に記載した支払場所から早めに受け取ってください。
 - 2 「充当額」欄に記載したとおり充当しました。

千葉県自動車税事務所長 印

減	登録番号			
	消滅年月日	年 月 日		
額	年度 (期)	初めに課税した税額 ①円	減額した税額 ②円	減額後の税額 ①-②=③円
	合 計			
減額又は還付の事由				

還付金	納者付	納 め た 額		正 当 額		過誤納額 ⑧ 円	還 付 加 算 金			
		納付年月日	税額④円	延滞金⑤円	税額⑥円	延滞金⑦円	(④-⑥)+(⑤-⑦)	算 定 期 間	日 数	金 額⑩円
金							・ ・ から			
							・ ・ まで			
合 計							・ ・ から			
							・ ・ まで	合 計		
充当金	登録番号	年度	税 目	未納額 (納められていない額)			充当額 (未納税額に充てる額)			還 付 金 (お返しする額) ⑧+⑩-⑨=⑪円
				税 額 円	延滞金・加算金 円	合 計 円	税 額 円	延滞金・加算金 円	合 計⑨円	

(裏)

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(裏)

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

その四（自動車税・電算用）

（表）

様

お問合せ先
千葉県自動車税事務所
電話番号

◎裏面を必ず御覧ください。

自動車税減額通知書 通課納金等還付（充当）通知書										第 号 年 月 日
様										千葉県自動車税事務所長
さきに課税した税額を地方税法第167条第2項及び第4項の規定により、減額したので通知します。 また、自動車税の通課納金等の還付及び充当について通知します。										還付事由及び発生日
税目	年度	期別	登録番号	当初課税額①(円)	減額した税額②(円)	減額後の税額 ①-②=③(円)				
過課納金等内訳（納め過ぎとなった額）										
税目	年度	期別	税額(円)	延滞金(円)	加算金(円)	重加算金(円)	還付加算金(円)	A 還付額計(円)		
充当等内訳（納められていない額）										
税目	年度	期別	課税事由	登録番号等	税額(円)	延滞金(円)	加算金(円)	重加算金(円)	充当額計(円)	
										B 充当額合計 円
C 差引還付額 (= A - B)										円

その四（自動車税（種別割・環境性能割）・電算用）

（表）

様

お問合せ先
千葉県自動車税事務所
電話番号

◎裏面を必ず御覧ください。

自動車税（種別割・環境性能割）減額通知書 通課納金等還付（充当）通知書										第 号 年 月 日
様										千葉県自動車税事務所長
さきに課税した税額を地方税法第177条の10第2項及び第4項の規定により、減額したので通知します。 また、自動車税の種別割又は環境性能割の通課納金等の還付及び充当について通知します。										還付事由及び発生日
税目	年度	期別	登録番号	当初課税額①(円)	減額した税額②(円)	減額後の税額 ①-②=③(円)				
過課納金等内訳（納め過ぎとなった額）										
税目	年度	期別	税額(円)	延滞金(円)	加算金(円)	重加算金(円)	還付加算金(円)	A 還付額計(円)		
充当等内訳（納められていない額）										
税目	年度	期別	課税事由	登録番号等	税額(円)	延滞金(円)	加算金(円)	重加算金(円)	充当額計(円)	
										B 充当額合計 円
C 差引還付額 (= A - B)										円

(裏)

さきにあなたが納めた税金は、納め過ぎとなりましたので、「差引還付額」欄に記載した金額をお返しします。

別添又は別途送付する公金送金通知書又は公金送金案内書に記載した支払場所から早めに受け取ってください。

なお、未納の徴収金がある場合は、「充当額合計」欄に記載した金額が未納の徴収金に充当されます。

注 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を經由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(裏)

さきにあなたが納めた税金は、納め過ぎとなりましたので、「差引還付額」欄に記載した金額をお返しします。

別添又は別途送付する公金送金通知書又は公金送金案内書に記載した支払場所から早めに受け取ってください。

なお、未納の徴収金がある場合は、「充当額合計」欄に記載した金額が未納の徴収金に充当されます。

注 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を經由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

第五十六号様式

その一 (一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)				第 号
納税者 所在地 法人名 代表者氏名	様			
管理 番号	事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	申告分
事業税・特別法人事業税		県 民 税		
区 分	金 額	区 分	金 額	金 額
法第72条の2 第1項第1号の 事業	所得金額 1	課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額	31	31
	付加価値額 2	法 人 税 割 額	32	
	資本金等の額 3	県民税の特定寄附金税額控除額	33	
法第72条の2 第1項第2号の 事業	収入金額 4	税額控除超過相当額の加算額	34	
	所得金額 5	外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額又は個別控除対象 所得税額等相当額の控除額	35	
法第72条の2 第1項第3号の 事業	付加価値額 6	外国の法人税等の 額の控除額	36	
	資本金等の額 7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	37	
	収入金額 8	納付の確定した当期分の法人税割額	38	
	付加価値額 9	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	39	
法第72条の2 第1項第4号の 事業	資本金等の額 10	差引法人税割額 (32-33+34-35-36-37-38-39)	40	
	収入金額 11	均 等 割 額	41	
事 業 税 額	12	納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額	42	
令和6年改正法附則 第8条第2項の控除額	13	差 引 均 等 割 額 (41-42)	43	
事業税の特定寄附金税額控除額	14	更 正 ・ 決 定 に よ り 納 付 す べ き 金 額 (12-13-14-15-16-17)	44	
仮装経理に基づく 事業税額の控除額	15			
納付の確定した 当期分の事業税額	16			
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	17			
差引事業税額 (12-13-14-15-16-17)	18			
所得割額				
付加価値割額				
資本金割額				
収入割額				
基準法人所得割額	19			
基準法人収入割額	20			
特別法人事業税額	21	欠 損 金 額 の 更 正 ・ 決 定	26	
仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	22	過 少 申 告 加 算 金 額	27	
納付の確定した当期分の 特別法人事業税額	23	不 申 告 加 算 金 額	28	
租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	24	重 加 算 金 額	29	
差引特別法人事業税額 (21-22-23-24)	25	更 正 ・ 決 定 に よ り 納 付 す べ き 金 額 (18+25+27+28+29)	30	
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の 金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。				

千葉県 県税事務所長 印

(改正前)

その一 (一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)				第 号
納税者 所在地 法人名 代表者氏名	様			
管理 番号	事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	申告分
事業税・特別法人事業税		県 民 税		
区 分	金 額	区 分	金 額	金 額
法第72条の2 第1項第1号の 事業	所得金額 1	課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額	30	30
	付加価値額 2	法 人 税 割 額	31	
	資本金等の額 3	県民税の特定寄附金税額控除額	32	
法第72条の2 第1項第2号の 事業	収入金額 4	税額控除超過相当額の加算額	33	
	所得金額 5	外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額又は個別控除対象 所得税額等相当額の控除額	34	
法第72条の2 第1項第3号の 事業	付加価値額 6	外国の法人税等の 額の控除額	35	
	資本金等の額 7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	36	
	収入金額 8	納付の確定した当期分の法人税割額	37	
	付加価値額 9	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	38	
法第72条の2 第1項第4号の 事業	資本金等の額 10	差引法人税割額 (31-32+33-34-35-36-37-38)	39	
	収入金額 11	均 等 割 額	40	
事 業 税 額	12	納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額	41	
事業税の特定寄附金税額控除額	13	差 引 均 等 割 額 (40-41)	42	
仮装経理に基づく 事業税額の控除額	14	更 正 ・ 決 定 に よ り 納 付 す べ き 金 額 (12-13-14-15-16)	43	
納付の確定した 当期分の事業税額	15			
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	16			
差引事業税額 (12-13-14-15-16)	17			
所得割額				
付加価値割額				
資本金割額				
収入割額				
基準法人所得割額	18			
基準法人収入割額	19			
特別法人事業税額	20	欠 損 金 額 の 更 正 ・ 決 定	25	
仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	21	過 少 申 告 加 算 金 額	26	
納付の確定した当期分の 特別法人事業税額	22	不 申 告 加 算 金 額	27	
租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	23	重 加 算 金 額	28	
差引特別法人事業税額 (20-21-22-23)	24	更 正 ・ 決 定 に よ り 納 付 す べ き 金 額 (17+24+26+27+28)	29	
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の 金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。				

千葉県 県税事務所長 印

(改正後)

第五十九号様式
その一 (一般用)

(表)

法人の設立等報告書										管理番号
千葉県 県税事務所長 様 千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。										処理日
										年月日
納税義務者	本店等の所在地 (ふりがな)	〒	代表者氏名	(ふりがな)	電話番号	(電話)	業種 業コード	法人区分	課税標準区分	非課税区分
設立登記年月日	資本金の額又は出資金の額	千円	事業年度	から	まで	事業目的	事業年度	から	まで	報告の区分
事務所又は事業所の設置	本店以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所	名称	所在地	設置・廃止年月日	設置日	廃止日	電話番号	(電話)	従たる事務所又は事業所(支店・出張所・工場等)の設置・廃止状況	電話番号
	他の都道府県に本店を有する法人にあっては本県内の事務所等の設置・廃止状況	名称	所在地	設置・廃止年月日	設置日	廃止日	電話番号	(電話)	連絡先等	電話番号
	支店等廃止の場合	所在地・名称	〒	電話番号	(電話)	事業税	から	までの事業年度から	月間	県民税
	申告期限の延長の有無	申告期限の延長の有無	事業税	から	までの事業年度から	月間	県民税	から	までの事業年度から	月間
報告事項の変更	本店等の所在地※ ① 組織・商号 ② 代表者 ③ 資本金の額等 ④ 事業年度(決算期) ⑤ 連絡先等 ⑥ その他()	変更前	変更後	変更年月日	年月日	登記年月日	年月日	年月日	年月日	※本店等所在地変更の場合
休業予定期間	から	まで	理由及び状況	申告書の送付	〈要〉〈不要〉	解散・結了(合併解散を除く)	清算人	住所 (ふりがな) 氏名	〒	解散日
合併	被合併人	住所 (ふりがな) 氏名	〒	電話番号	(電話)	合併日	年月日	年月日	年月日	合併日
関与税理士住所・氏名	〒	住所 (ふりがな) 氏名	〒	電話番号	(電話)	銀行	支店	口座番号 (普通・当座)	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行
備考										

(改正前)

第五十九号様式
その一 (一般用)

(表)

法人の設立等報告書										管理番号
千葉県 県税事務所長 様 千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。										処理日
										年月日
納税義務者	本店等の所在地 (ふりがな)	〒	代表者氏名	(ふりがな)	電話番号	(電話)	業種 業コード	法人区分	課税標準区分	非課税区分
設立登記年月日	資本金の額又は出資金の額	千円	事業年度	から	まで	事業目的	事業年度	から	まで	報告の区分
事務所又は事業所の設置	本店以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所	名称	所在地	設置・廃止年月日	設置日	廃止日	電話番号	(電話)	従たる事務所又は事業所(支店・出張所・工場等)の設置・廃止状況	電話番号
	他の都道府県に本店を有する法人にあっては本県内の事務所等の設置・廃止状況	名称	所在地	設置・廃止年月日	設置日	廃止日	電話番号	(電話)	連絡先等	電話番号
	支店等廃止の場合	所在地・名称	〒	電話番号	(電話)	事業税	から	までの事業年度から	月間	県民税
	申告期限の延長の有無	申告期限の延長の有無	事業税	から	までの事業年度から	月間	県民税	から	までの事業年度から	月間
報告事項の変更	本店等の所在地※ ① 組織・商号 ② 代表者 ③ 資本金の額等 ④ 事業年度(決算期) ⑤ 連絡先等 ⑥ その他()	変更前	変更後	変更年月日	年月日	登記年月日	年月日	年月日	年月日	※本店等所在地変更の場合
休業予定期間	から	まで	理由及び状況	申告書の送付	〈要〉〈不要〉	解散・結了(合併解散を除く)	清算人	住所 (ふりがな) 氏名	〒	解散日
合併	被合併人	住所 (ふりがな) 氏名	〒	電話番号	(電話)	合併日	年月日	年月日	年月日	合併日
関与税理士住所・氏名	〒	住所 (ふりがな) 氏名	〒	電話番号	(電話)	銀行	支店	口座番号 (普通・当座)	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行

(裏)

法人の設立等報告書 記載の手引

(報告期限)

- 1 (1) 法人を設立した場合又は他の都道府県において主たる事務所若しくは事業所を設けて事業を行う法人が県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、設立の日又は当該事務所若しくは事業所を設置した日から1月以内に所管県税事務所に報告してください。
- (2) 報告した事項に変更が生じた場合は、その変更の事実が発生した日から10日以内に報告してください。
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、その事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(添付書類)

- 2 (1) 新たに法人を設立した場合又は本県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 定款、寄附行為、規約又は規則の写し一部
 - イ 登記事項証明書又はその写し一通
- (2) 報告した事項に変更が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通
 - イ 登記を要しない事項にあっては、定款又は株主総会議事録等変更の事実を証明できる書類の写し一部
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通 (解散、結了、合併、支店登記してあった支店の廃止の場合等)
 - イ 合併契約書 (合併の場合)

(留意事項)

- 3 (1) 「本店等の所在地」欄には、定款に記載されている本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、13桁の法人番号を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載し、代表者が数人ある場合はその全部を記載してください。
- (4) 「設立登記年月日」欄には、設立について登記簿に記録されている登記年月日を記載してください。
- (5) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、定款その他これに準ずるものに記載されている目的のうち主なものを記載してください。
- (7) 「事業年度」欄には、法令、定款その他これらに準ずるものにより定められている事業年度を記載してください。
- (8) 「報告の区分」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 4 (1) 「本県以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人が本県内に支店等を設置又は廃止する場合において、本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を記載してください。また、設置日又は廃止日は必ず記載してください。
- (2) 「従たる事務所又は事業所(支店、出張所、工場等)の設置・廃止状況」欄には、本県内に本店等がある法人は本県内及び本県外に所在する全ての従たる事務所又は事業所を、本店等が他の都道府県にある法人は本県内に所在する全ての事務所又は事業所を記載してください。また本県内に所在する寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)についても記載してください。
- (3) 「連絡先等」欄には、本店等の所在地以外の場所を申告書等の送付先とする場合にのみ、当該所在地を記載してください。したがって、申告書等の送付先を本店等にする場合は記載の必要はありません。
- (4) 「支店等の廃止の場合」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人で本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を廃止する場合に記載します。本県内に他の支店等が存在(本県に納税義務が存続)する場合には、当該所在地及び名称等を記載してください。
- (5) 「申告期限の延長の処分(承認)の有無」欄には、本県内に事務所若しくは事業所を設置又は本店等の本県内への転入により、新たに納税義務の生じた法人が、既に地方税法第72条の25第3項及び法人税法第76条の2又は地方税法第72条の25第5項及び法人税法第81条の24第1項の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合に、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
- 5 (1) 「報告事項の変更」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- (2) 「本店等所在地変更の場合」欄には、本店の所在地を変更した場合のみ、旧の本店の存続状況について記載します。また、本県内に本店等が移転した場合は、申告期限の延長の処分(承認)の有無を記載してください。
- (3) 休業の場合は、休業の理由及び状況についてなるべく具体的に記載してください。
- (4) 申告書の送付を希望しない場合は、「申告書の送付」欄の「不要」を○で囲んでください。
- (5) 合併があった場合には、合併法人及び被合併法人の納税地所管の県税事務所にそれぞれ報告してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」欄は、還付金が発生した場合に必要なになりますので、必ず記載してください。
- 6 報告書の「*」のついた欄は記載しないでください。なお、ふりがなは必ず記載してください。また、所在地等の方書・ビル名等がある場合も必ず記載してください。

(その二) (通算法人用)・その三 (法人課税信託用) 略

(裏)

法人の設立等報告書 記載の手引

(報告期限)

- 1 (1) 法人を設立した場合又は他の都道府県において主たる事務所若しくは事業所を設けて事業を行う法人が県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、設立の日又は当該事務所若しくは事業所を設置した日から1月以内に所管県税事務所に報告してください。
- (2) 報告した事項に変更が生じた場合は、その変更の事実が発生した日から10日以内に報告してください。
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、その事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(添付書類)

- 2 (1) 新たに法人を設立した場合又は本県内に事務所若しくは事業所を設置し、新たに納税義務が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 定款、寄附行為、規約又は規則の写し一部
 - イ 登記事項証明書又はその写し一通
- (2) 報告した事項に変更が生じた場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通
 - イ 登記を要しない事項にあっては、定款又は株主総会議事録等変更の事実を証明できる書類の写し一部
- (3) 解散、結了等又は事務所等を廃止した場合は、この報告書の提出の際に次の書類を添付してください。
 - ア 登記事項証明書又はその写し一通 (解散、結了、合併、支店登記してあった支店の廃止の場合等)
 - イ 合併契約書 (合併の場合)

(留意事項)

- 3 (1) 「本店等の所在地」欄には、定款に記載されている本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、13桁の法人番号を記載してください。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載し、代表者が数人ある場合はその全部を記載してください。
- (4) 「設立登記年月日」欄には、設立について登記簿に記録されている登記年月日を記載してください。
- (5) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、定款その他これに準ずるものに記載されている目的のうち主なものを記載してください。
- (7) 「事業年度」欄には、法令、定款その他これらに準ずるものにより定められている事業年度を記載してください。
- (8) 「報告の区分」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 4 (1) 「本県以外に本店が所在するときは、本県における主たる事務所又は事業所」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人が本県内に支店等を設置又は廃止する場合において、本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を記載してください。また、設置日又は廃止日は必ず記載してください。
- (2) 「従たる事務所又は事業所(支店、出張所、工場等)の設置・廃止状況」欄には、本県内に本店等がある法人は本県内及び本県外に所在する全ての従たる事務所又は事業所を、本店等が他の都道府県にある法人は本県内に所在する全ての事務所又は事業所を記載してください。また本県内に所在する寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)についても記載してください。
- (3) 「連絡先等」欄には、本店等の所在地以外の場所を申告書等の送付先とする場合にのみ、当該所在地を記載してください。したがって、申告書等の送付先を本店等にする場合は記載の必要はありません。
- (4) 「支店等の廃止の場合」欄には、他の都道府県に本店等が所在する法人で本県内における主たる事務所又は事業所(本県における納税地)を廃止する場合に記載します。本県内に他の支店等が存在(本県に納税義務が存続)する場合には、当該所在地及び名称等を記載してください。
- (5) 「申告期限の延長の処分(承認)の有無」欄には、本県内に事務所若しくは事業所を設置又は本店等の本県内への転入により、新たに納税義務の生じた法人が、既に地方税法第72条の25第3項及び法人税法第76条の2又は地方税法第72条の25第5項及び法人税法第81条の24第1項の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合に、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
- 5 (1) 「報告事項の変更」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- (2) 「本店等所在地変更の場合」欄には、本店の所在地を変更した場合のみ、旧の本店の存続状況について記載します。また、本県内に本店等が移転した場合は、申告期限の延長の処分(承認)の有無を記載してください。
- (3) 休業の場合は、休業の理由及び状況についてなるべく具体的に記載してください。
- (4) 申告書の送付を希望しない場合は、「申告書の送付」欄の「不要」を○で囲んでください。
- (5) 合併があった場合には、合併法人及び被合併法人の納税地所管の県税事務所にそれぞれ報告してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」欄は、還付金が発生した場合に必要なになりますので、必ず記載してください。
- 6 報告書の「*」のついた欄は記載しないでください。なお、ふりがなは必ず記載してください。また、所在地等の方書・ビル名等がある場合も必ず記載してください。

(その二) (通算法人用)・その三 (法人課税信託用) 略

(改正後)

(改正前)

受付印 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様		住所又は所在地		(電話)				
		氏名又は名称 及び代表者氏名						
自動車税 (環境性能割) 修正申告書 地方税法第161条第2項の規定により、次のとおり申告します。								
自動車を譲渡した者		住所又は所在地						
		氏名又は名称 及び代表者氏名						
使用の本拠の位置								
自動車登録番号		登録年月日		当初申告年月日		車 名		
		年 月 日		年 月 日				
区 分		取 得 金 額			控除額 ④	課税標準 額 (③- ④) ⑤	税率 ⑥	納付税 額 (⑤ ×⑥)
		本体価 額 ①	付加物の 価額 ②	合計 (① +②) ③				
当初申告額	1	円	円	円	円	円		円
正 当 額	2						100	
差引増加額 (2-1)	3							
備 考		証紙又は証紙代金収納印						

(改正後)
第百一号様式の十から第百一号様式の十三まで 削除

(改正前)
第百一号様式の十
第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

_____ 様

千葉県自動車税事務所長 印

自動車税（環境性能割）免除通知書

さきに譲渡担保財産である旨の申告（返還による納付義務の免除の申請）のあった下記の自動車税の環境性能割について、地方税法第 _____ 条第1項の規定により、次のとおり免除の決定をしたので通知します。

自動車登録番号			
使用の本拠の位置			
種 別		用 途	
車名及び型式			
課税標準額	円 _____		
税 額	円 _____		
徴収猶予期間	_____ 年 _____ 日から _____ 年 _____ 日まで		
納付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
備 考			

第百一号様式の十一

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地		
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税（環境性能割）譲渡担保財産取得申告書					
下記の自動車について、地方税法第164条第1項の規定の適用を受けたいので、 次のとおり申告します。					
譲渡担保 自動車の 表示	自動車登録番号				
	使用の本拠の位置				
	種 別		用 途		
	車名及び型式				
	課税標準額		円	税 額	円
	譲渡担保財産 の設定年月日		年 月 日	移転予定 年月日	年 月 日
譲渡担保財産 の設定者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及 び代表者の氏名				
備 考					

注 上記の自動車が譲渡担保財産であることを証する書面を添付してください。

_____ 様

千葉県自動車税事務所長 印

自動車税（環境性能割）徴収猶予（徴収猶予取消）通知書


さきに譲渡担保財産を取得した旨の申告のあった（徴収猶予をした）下記の自動車税の環境性能割については、地方税法第164条第 _____ 項の規定により、次のとおり徴収猶予の決定（徴収猶予の取消し）をしたので通知します。

自動車登録番号			
使用の本拠の位置			
種 _____ 別		用 _____ 途	
車名及び型式			
徴収猶予をした （取り消した）額	課税標準額	円 _____	
	税 額	円 _____	
徴収猶予（をして いた）期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
取 消 し の 理 由			

注

- 1 徴収猶予が取り消された場合は、当該徴収猶予されていた自動車税の環境性能割に係る徴収金額を直ちに納付してください。
- 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第百一号様式の十三

		年 月 日		住所又は所在地	
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税（環境性能割）還付（免除）申請書 下記の自動車について、自動車税の環境性能割の還付（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。					
自動車登録番号					
使用の本拠の位置					
種 別		用 途			
車名及び型式					
譲渡担保の場合	譲渡担保自動車の取得年月日	年 月 日		譲渡担保自動車の移転年月日	年 月 日
	担 保 提 供 者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			
返還の場合	返還した自動車の取得年月日	年 月 日		返還した自動車の返還年月日	年 月 日
	当該自動車の購入先	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			
課税標準額		円			
税 額		円			
還付を受けようとする金額		円			
備 考					
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別	口座番号	

注 備考欄には、返還の理由等を記載してください。

第 号
年 月 日

様

千葉県自動車税事務所長 印

自動車税減免（減免申請棄却）通知書

さきに減免の申請のあった下記の自動車税については、千葉県県税条例第 条第1項の規定により、次のとおり減免（その申請を棄却）したので通知します。

自動車登録番号				
自動車税	年度		税額	円
棄却の理由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第 号
年 月 日

様

千葉県自動車税事務所長 印

自動車税（環境性能割・種別割）減免（減免申請棄却）通知書

さきに減免の申請のあった下記の自動車税の環境性能割及び種別割については、千葉県県税条例第74条の6第 項及び第 条第1項の規定により、次のとおり減免（その申請を棄却）したので通知します。

自動車登録番号				
環境性能割	年度		税額	円
種別割	年度		税額	円
棄却の理由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第百一号様式の十五
(削る。)

(改正後)

第百一号様式の十五
その一 (一般用)

(改正前)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">受付印</div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様	氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税(環境性能割) 減免申請書 下記の自動車について自動車税の環境性能割の減免を受けたいので、次のとおり 申請します。					
自 動 車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
	種 別		用 途		
	車 体 の 形 状		車 名		
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg	
	総排気量又は 定格出力		車 台 番 号		
	所有者	住所又は 所在地			
		氏名又は名称			
	使用者	住所又は 所在地			
		氏名又は名称			
	使用の本拠の位置				
減免を受けようとする 環 境 性 能 割	年 度		税 額	円	
減免を受けようとする 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日					
備 考					

その一 (身体障害者等用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住 所	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様	氏 名		身体障害者 等との続柄	
自動車税減免申請書 下記の自動車について自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
登録 自動車 の表示	自 動 車 登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日		
	車 名 及 び 型 式		総 排 気 量 又は定格出力	ℓ KW		
	車 台 番 号					
	使 用 の 本 抛 の 位 置					
身 体 等 障 害 事 項	身 体 障 害 者 等	住 所				
		氏 名				
	交 付 を 受 け て い る	手 帳 の 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日	
	手 帳 の 種 類	身 体 障 害 者 手 帳 又は 戦 傷 病 者 手 帳	障 害 名			
			障 害 の 級 別 又は 程 度	級 (項 症 ・ 款 症)		
		療 育 手 帳	障 害 の 程 度			
		精 神 障 害 者	次 回 判 定 年 月	年 月		
	保 健 福 祉 手 帳	障 害 の 級 別	級			
		有 効 期 限	年 月 日			
運 転 免 許 事 項	運 転 者	住 所				
		氏 名		身 体 障 害 者 等との続柄		
	免 許 証 の 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 の 番 号					
	有 効 期 間 の 末 日	年 月 日				
技 能 教 習 事 項	技 能 教 習 を 受 け る 者	住 所				
		氏 名				
	技 能 教 習 開 始 年 月 日	年 月 日				
減 免 を 受 け よ う と す る 自 動 車 の 使 用 目 的						
減 免 を 受 け よ う と す る 自 動 車 税		減 免 開 始 年 月	税 額		円	
減 免 を 受 け よ う と す る 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日						

その二 (身体障害者等用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住 所	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様	氏 名		身体障害者 等との続柄	
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書 下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、 次のとおり申請します。						
登録 自動車 の表示	自 動 車 登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日		
	車 名 及 び 型 式		総 排 気 量 又は定格出力	ℓ KW		
	車 台 番 号					
	使 用 の 本 抛 の 位 置					
身 体 等 障 害 事 項	身 体 障 害 者 等	住 所				
		氏 名				
	交 付 を 受 け て い る	手 帳 の 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日	
	手 帳 の 種 類	身 体 障 害 者 手 帳 又は 戦 傷 病 者 手 帳	障 害 名			
			障 害 の 級 別 又は 程 度	級 (項 症 ・ 款 症)		
		療 育 手 帳	障 害 の 程 度			
		精 神 障 害 者	次 回 判 定 年 月	年 月		
	保 健 福 祉 手 帳	障 害 の 級 別	級			
		有 効 期 限	年 月 日			
運 転 免 許 事 項	運 転 者	住 所				
		氏 名		身 体 障 害 者 等との続柄		
	免 許 証 の 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 の 番 号					
	有 効 期 間 の 末 日	年 月 日				
技 能 教 習 事 項	技 能 教 習 を 受 け る 者	住 所				
		氏 名				
	技 能 教 習 開 始 年 月 日	年 月 日				
減 免 を 受 け よ う と す る 自 動 車 の 使 用 目 的						
減 免 を 受 け よ う と す る 環 境 性 能 割		年 度	税 額		円	
減 免 を 受 け よ う と す る 種 別 割		減 免 開 始 年 月	税 額		円	
減 免 を 受 け よ う と す る 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日						

その二 (構造変更用)

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様				氏名又は名称 及び代表者氏名
自動車税減免申請書						
下記の自動車について自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力		車 台 番 号			
	所有者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏名又は名称				
	使用者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 自動車税		年度	__年度	税額	円	
減免を受けようとする事由 及びその発生年月日						
特別仕様 (構造変更) の 内 容						

その三 (構造変更用)

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様				氏名又は名称 及び代表者氏名
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書						
下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、 次のとおり申請します。						
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力		車 台 番 号			
	所有者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏名又は名称				
	使用者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 環境性能割		年度	__年度	税額	円	
減免を受けようとする 種別割		年度	__年度	税額	円	
減免を受けようとする事由 及びその発生年月日						
特別仕様 (構造変更) の 内 容						
特別仕様 (構造変更) に 要 した 費 用		円				

(削る。)

(改正後)

(改正前)

第百一号様式の十六

自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書 （納付告知書）		第 _____ 号
納税義務者	住所又は所在地 氏名又は名称	
納税義務の発生の日		年 _____ 月 _____ 日
区 _____ 分 _____	課税標準額	税額
	調査による額①	円 _____
更正	当初申告額②	
	差引（①－②）	
決定	調査による額	
加算金	過少申告加算金	/
	不申告加算金	
決定	重加算金	
	更正・決定により納付すべき額	
地方税法第20条の9の3第4項、第168条第 _____ 項、第171条第 _____ 項及び第172条第 _____ 項の規定により、上記のとおり _____ したので通知します。 この _____ により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに納付してください。		
		千葉県自動車税事務所長 関 _____

注

1 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 納付の場所

最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局（関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。）・市町村（一部を除く。）・県税事務所及び自動車税事務所

(表)

<p>1 課税の根拠 自動車税は千葉県県税条例第73条及び地方税法第146条の規定により課税されます。</p> <p>2 延滞金等 納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法令の定めるところによって延滞金が徴収されます。</p> <p>3 賦課に不服がある場合の救済方法 この納税通知書による自動車税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を經由して提出してください。 この賦課処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>4 納付の場所 千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市町村・県税事務所及び自動車税事務所</p>	
---	--

備考 1 この通知書により複数の自動車の課税について一括して通知する場合には、税額の合計額を記載し、一台ごとの登録番号及び税額その他の必要な事項については、この通知書に添付する付表に記載するものとする。
2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(裏)

<p>1 課税の根拠 自動車税の種別別は千葉県県税条例第73条及び地方税法第146条の規定により課税されます。</p> <p>2 延滞金等 納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法令の定めるところによって延滞金が徴収されます。</p> <p>3 賦課に不服がある場合の救済方法 この納税通知書による自動車税の種別別の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべく千葉県自動車税事務所を經由して提出してください。 この賦課処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>4 納付の場所 千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市町村・県税事務所及び自動車税事務所</p>	
---	--

備考 1 この通知書により複数の自動車の課税について一括して通知する場合には、税額の合計額を記載し、一台ごとの登録番号及び税額その他の必要な事項については、この通知書に添付する付表に記載するものとする。
2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

第百十号様式

第 号
年 月 日

様

千葉県自動車税事務所長 印

所有権留保付自動車の買主の住所等報告請求書

地方税法第160条第2項及び千葉県県税条例第78条第3項の規定により、下記の自動車の買主に係る次の事項について、下記の期限までに報告してください。

自動車登録番号			
登録年月日		年 月 日	
年 度		税 額	円
買主	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
照会	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	勤務先		
	事務所等の所在地		
事項	車の譲渡価額	円	
	割賦代金完済(予定)年月日	年 月 日	
	割賦代金の支払場所(金融機関)		
項目	割賦代金未済額	円	
	廃車年月日	年 月 日	
	移転年月日	年 月 日	
占有の有無		有 ・ 無	
報告期限		年 月 日	

備考 照会に係る自動車が二台以上ある場合は、別紙を作成して添付することができる。

(改正前)

第百十号様式

第 号
年 月 日

様

千葉県自動車税事務所長 印

所有権留保付自動車の買主の住所等報告請求書

地方税法第177条の13第2項及び千葉県県税条例第78条第3項の規定により、下記の自動車の買主に係る次の事項について、下記の期限までに報告してください。

自動車登録番号			
登録年月日		年 月 日	
年 度		税 額	円
買主	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
照会	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	勤務先		
	事務所等の所在地		
事項	車の譲渡価額	円	
	割賦代金完済(予定)年月日	年 月 日	
	割賦代金の支払場所(金融機関)		
項目	割賦代金未済額	円	
	廃車年月日	年 月 日	
	移転年月日	年 月 日	
占有の有無		有 ・ 無	
報告期限		年 月 日	

備考 照会に係る自動車が二台以上ある場合は、別紙を作成して添付することができる。

(改正後)

第百十一号様式

受付印

年 月 日		住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名	
所有権留保付自動車の買主の住所等報告書 さきに照会のあった下記の自動車の買主について、地方税法第160条第2項の規定により、次のとおり報告します。			
自動車登録番号			
登録年月日		年 月 日	
年 度		税 額	円
買主	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
回答	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	勤務先		
	事務所等の所在地		
事項	車の譲渡価額	円	
	割賦代金完済 (予定)年月日	年 月 日	
	割賦代金の支払場 所(金融機関)		
	割賦代金未済額	円	
	廃車年月日	年 月 日	
項目	移転年月日	年 月 日	
	占有の有無	有 ・ 無	
備考			

(改正前)

第百十一号様式

受付印

年 月 日		住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名	
所有権留保付自動車の買主の住所等報告書 さきに照会のあった下記の自動車の買主について、地方税法第177条の13第2項の規定により、次のとおり報告します。			
自動車登録番号			
登録年月日		年 月 日	
年 度		税 額	円
買主	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
回答	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	勤務先		
	事務所等の所在地		
事項	車の譲渡価額	円	
	割賦代金完済 (予定)年月日	年 月 日	
	割賦代金の支払場 所(金融機関)		
	割賦代金未済額	円	
	廃車年月日	年 月 日	
項目	移転年月日	年 月 日	
	占有の有無	有 ・ 無	
備考			

(改正後)

第百十三号様式

その一 (一般用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税減免申請書						
下記の自動車について自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力	ℓ KW	車台番号			
	所有者	住所又は 所在地	氏名又は名称			
	使用者	住所又は 所在地	氏名又は名称			
	使用の本拠の位置					
	減免を受けようとする 自動車税		年度		税 額	円
	減免を受けようとする事 由及びその発生年月日					
減 免 の 種 類	災 害					
	教 習 車	指定自動車 教習所	所 在 地			
			名 称			
	公 益 用 途					
	生 活 路 線 バ ス					
そ の 他						
備 考						

注 この申請書は、千葉県県税条例第79条第1項、第80条第1項第4号から第6号まで
又は第81条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

(改正前)

第百十三号様式

その一 (一般用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税(種別割)減免申請書						
下記の自動車について自動車税の種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請 します。						
自 動 車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力	ℓ KW	車台番号			
	所有者	住所又は 所在地	氏名又は名称			
	使用者	住所又は 所在地	氏名又は名称			
	使用の本拠の位置					
	減免を受けようとする 種別割		年度		税 額	円
	減免を受けようとする事 由及びその発生年月日					
減 免 の 種 類	災 害					
	教 習 車	指定自動車 教習所	所 在 地			
			名 称			
	公 益 用 途					
	生 活 路 線 バ ス					
そ の 他						
備 考						

注 この申請書は、千葉県県税条例第79条第1項、第80条第1項第4号から第6号まで
又は第81条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

(改正後)

第百十四号様式

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	
自動車税の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第9項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			

(改正前)

第百十四号様式

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	
自動車税(種別割)の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第9項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			